

香川海区漁業調整委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和 8 年 9 月 29 日

香川海区漁業調整委員会会長 北 尾 登 史 郎

香川海区漁業調整委員会規程第 1 号

香川海区漁業調整委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程

香川海区漁業調整委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成16年香川海区漁業調整委員会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
1 香川海区漁業調整委員会規程の規定により香川海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に対して行い、又は委員会が行う申請、届出その他の手続等については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年香川県条例第 1 号）第 3 条から第 6 条まで <u>及び第 8 条</u> の規定の例による。 2 略	1 香川海区漁業調整委員会規程の規定により香川海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に対して行い、又は委員会が行う申請、届出その他の手続等については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年香川県条例第 1 号）第 3 条から第 6 条までの規定の例による。 2 略

附 則
この規程は、令和 8 年 9 月 29 日から施行する。